

北海道立精神保健福祉センターによる胆振東部地震被災自治体職員支援について

北海道立精神保健福祉センター

1 概要

1) 対象

北海道胆振東部地震で特に被害の大きかった厚真町、安平町、むかわ町（以下、3町という）

2) 方向性・支援期間

- ・平成30年度から令和3年度（予定）
- ・3町の職員健康管理担当者及び保健師、北海道苫小牧保健所（以下、保健所という）、北海道障がい者保健福祉課等との連携、協働により活動
- ・打合せ、職員との面接等を通し、町職員のメンタルヘルスに係る課題を把握し、必要な支援を検討、実施
- ・地域の精神保健福祉活動を包含した視点で活動
- ・毎年度、取組に関する評価を実施するとともに、発災3年を目途に中長期の活動を評価予定

2 実施経過

職員支援の開始経過、きっかけが町ごとに異なっていること、また、各町の状況・事情により企画するため、実施内容、時期に違いがある。

センター：北海道立精神保健福祉センター

No.	項目	対象	内容
1	職員支援に係る打合せ	職員健康管理担当者、衛生管理者、保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務やメンタルヘルスの現状、課題を共有し、必要な支援を検討。 ・各年度末に評価し、次年度の活動を検討。 【実施内容】 各町で3月に1回程度の打合せ及び職員面接や健康教育の機会に実施 H30.9月～R1.10月まで 各町で5～10回実施
2	情報提供	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先や呼吸法を記載したリーフレットの配布 等 内容は時期に応じ改編 【実施内容】 ○3町共通 <ul style="list-style-type: none"> ・センター・保健所連絡先と体調への気づきを記載したリーフレット（職員トイレ掲示用、職員面接時配布） ・記念日反応に係るリーフレット（R1.8月） ・飲酒と健康に係るリーフレット（R1.9月） ○安平町 呼吸法リーフレット配布（H30.11月）
3	職員面接	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康管理担当者等が把握した職員やスクリーニングで支援が必要な職員に対するセンター医師による面接。治療要否、支援方法を判断 【実施内容】 厚真町 全職員（こども園除く）H30.10～11月 継続者 H31.3月～ ※生活相談支援員 H31.3月～ 安平町 全職員（こども園除く） R1.6～7月 継続者 R1.11～12月（予定） むかわ町 衛生管理者選定職員 H30.11～12月 継続者H31.3月～
4	メンタルヘルスに関するスクリーニング及び事後支援	職員	実施方法は3町と協議の上検討。スクリーニング結果に基づく個別面接等支援 【実施内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存のストレスチェックを活用し、高ポイント者に対する職員面接（3町） ・PTSDに関する簡易スクリーニングにより対象を把握し職員面接（むかわ町）
5	健康教育	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスについての講話やリラクゼーション方法（呼吸法等）の紹介 等 【実施内容】 厚真町 R1.9月 2日5回（30分） 安平町 ①H30.11月 1回（幹部向け 30分） ②R1.8月 2日4回（90分） むかわ町 R1.11月 2日4回（90分）
6	リラクゼーションスペース設置	職員	<ul style="list-style-type: none"> ※他県の取組を参考に導入。リラクゼーションの体験、セルフケアの情報提供を実施 ストレッチ、呼吸法、WRAPの情報提供と実践。OTによるホットパックとハンドマッサージ 【実施内容】 厚真町 R1.9月 健康教育会場に設置 安平町 R1.6～7月 職員面接に合わせて設置 むかわ町 R1.8月 職員面接に合わせて設置

3 振り返り・今後に向けて

- ・3町それぞれの内容で実施しているため、共通の視点で評価が困難。各町の事情に合わせて企画しているが、一定のプログラムの提示を求められることもある。
- ・長期的な職員支援の必要性はこれまでの震災でも指摘されており、継続する。
- ・センターのマンパワーについて考慮し、効率的な実施を検討。